

吸收分割に係る事前開示書面

(吸收分割に関する事前備置書面)

(吸收分割会社 :

会社法第 782 条第 1 項及び会社法施行規則第 183 条に基づく事前備置書面)

(吸收分割承継会社 :

会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 192 条に基づく事前備置書面)

2026 年 2 月 9 日

キーウェアソリューションズ株式会社

キーウェアメディカル株式会社

2026年2月9日

吸收分割に係る事前開示事項

東京都世田谷区上北沢五丁目 37 番 18 号
キーウェアソリューションズ株式会社
代表取締役 三田 昌弘

東京都世田谷区上北沢五丁目 37 番 18 号
キーウェアメディカル株式会社
代表取締役 山森 淳

キーウェアソリューションズ株式会社（以下「分割会社」といいます。）及びキーウェアメディカル株式会社（以下「承継会社」といいます。）は、2025年12月19日開催の分割会社取締役会及び2026年1月15日開催の承継会社取締役会におきまして、2026年4月1日を効力発生日として、分割会社に承継会社の医療ソリューション事業に関する権利義務の全部を承継させる吸收分割（以下「本件分割」といいます。）を行うことを決定し、吸收分割契約書を締結いたしました。

本件分割に関する会社法第782条第1項及び会社法施行規則第183条並びに会社法第794条第1項及び会社法施行規則第192条に基づく事前開示事項は、以下のとおりです。

1. 吸收分割契約書の内容

本分割に関する吸收分割契約書は、別紙1のとおりです。

2. 分割対価の相当性に関する事項

本分割に際し、承継会社は分割会社に対して、分割対価として株式、金銭その他の財産の交付を行いません。また、本件吸收分割により承継会社の資本金及び準備金は増加しません。承継会社は、分割会社の完全子会社であるため、当該取扱いは相当であると判断しております。

3. 承継会社の株式を分割会社の株主に交付する旨の決議に関する事項

該当事項はありません。

4. 新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5. 承継会社の最終事業年度に係る計算書類等

（1） 最終事業年度に係る計算書類等（最終事業年度がない場合にあっては、承継会社の成立

の日における貸借対照表) の内容

承継会社は 2026 年 1 月 15 日に設立されたため最終の事業年度は終了しておりませんので、承継会社の最終事業年度に係る計算書類等はございません。承継会社の成立の日における貸借対照表は、別紙 2 のとおりです。

- (2) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、承継会社の成立の日）後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、承継会社の成立の日）後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容

該当事項はありません。

6. 分割会社の最終事業年度に係る計算書類等

- (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

分割会社は、有価証券報告書及び半期報告書を関東財務局に提出しています。

分割会社の最終事業年度に係る計算書類等は、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」又は分割会社の以下の Web サイトよりご覧いただけます。

<https://www.keyware.co.jp/ir/library/annual-securities.html>

- (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- (3) 分割会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象及びその内容

該当事項はありません。

7. 吸収分割の効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

- (1) 分割会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割後、分割会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本分割後の収益見込み及びキャッシュフローの状況についても、分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本分割後において、分割会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

（2）承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

本分割後、承継会社の資産の額は、負債の額を上回ることが見込まれており、また、本分割後の収益見込み及びキャッシュフローの状況についても、承継会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は現在のところ予測されていません。

以上より、本分割後において、分割会社が負担すべき債務につき履行の見込みがあると判断しています。

8. 事前開示開始日以降に上記事項に変更が生じたときは、変更後の内容をただちに開示いたします。

以上

（別紙1）吸収分割契約書

吸収分割契約書

キーウェアソリューションズ株式会社（以下「甲」という。）とキーウェアメディカル株式会社（以下「乙」という。）は、甲が医療事業（以下「本事業」という。）に関して有する権利義務を乙に承継させる吸収分割に関し、以下のとおり吸収分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（吸収分割）

甲は、本契約の定めに従い、吸収分割（以下「本分割」という。）により、本事業に関して有する承継対象権利義務（第3条第1項において定義する。以下同じ。）を、効力発生日（第5条において定義する。以下同じ。）に、乙に承継させ、乙はこれを甲から承継する。

第2条（商号及び住所）

本分割に係る吸収分割会社及び吸収分割承継会社の商号及び住所は、それぞれ次のとおりである。

（1）吸収分割会社（甲）

商 号：キーウェアソリューションズ株式会社
住 所：東京都世田谷区上北沢五丁目37番18号

（2）吸収分割承継会社（乙）

商 号：キーウェアメディカル株式会社
住 所：東京都世田谷区上北沢五丁目37番18号

第3条（承継する権利義務）

- 本分割により乙が甲から承継する資産、債務、契約、雇用契約その他の権利義務（以下「承継対象権利義務」という。）は、別紙1のとおりとする。
- 甲及び乙は、承継対象権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために登記、登録、通知、承諾その他の手続を必要とするものについては、効力発生日（第6条で定義する。）後、相互に協力して遅滞なくその手続を行う。
- 本分割による甲から乙に対する債務の承継については、免責的債務引受の方法による。甲は、承継対象権利義務に含まれる債務について履行をしたとき（会社法第759条第2項に基づき履行をしたときを含む。）は、乙に対してその全額について求償することができる。

第4条（分割対価の交付）

乙は、本分割に際して、金銭等の対価の交付を行わない。

第 5 条（乙の資本金及び準備金）

本分割に際し、乙の資本金及び準備金を増加しない。

第 6 条（効力発生日）

本分割がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、本分割に係る手続の進行その他の事由により必要があるときは、甲及び乙の協議の上で、効力発生日を変更することができる。

第 7 条（分割承認決議等）

1. 本分割は、会社法第784条第2項に定める簡易分割及び同法第796条第1項に定める略式分割の規定により、甲及び乙において、それぞれ本契約に関する株主総会の承認を得ることなく行うものとする
2. 甲及び乙は、効力発生日の前日までに、それぞれ、債権者保護手続その他関連法令により必要となる手続を行う。

第 8 条（本分割の効力発生の条件）

本分割は、次に掲げる事項が全て充足したことを条件として、効力発生日においてその効力を生じる。

- (1) 効力発生日の前日までに本分割の効力発生後に乙が本事業を実施するために関連法令に基づき必要とされる関係官庁等の承認又は許認可等が得られていること。

第 9 条（善管注意義務）

甲及び乙は、本契約締結の日から効力発生日にまでの間、善良な管理者の注意をもってそれぞれの事業の執行及び一切の財産の管理及び運営を行う。また、甲及び乙は、本契約に別段の定めがある場合を除き、相手方の事前の承諾がない限り、本事業に係る財産若しくは権利義務又は本事業若しくは本分割に重大な影響を及ぼす行為を行わない。

第 10 条（競業）

甲は、本分割の効力発生後においても、乙が承継する本事業について競業禁止義務を負わない。

第 11 条（費用・公租公課）

承継対象権利義務のうち、その移転又は対抗要件具備のために必要な登記、登録、通知、承諾その他の手続に要する登記費用その他一切の各当事者において発生する費用は、甲及び乙が別段の合意する場合を除き、各自の負担とする。

第 12 条 (本契約の変更、解除及び終了)

1. 本契約締結の日から効力発生日までの間に、天災地変その他の事由により、甲又は乙の財産状態若しくは経営状態に重大な変動が発生した若しくは判明した場合、または本契約に従った本分割の実行に重大な支障となりうる事象が発生した若しくは判明した場合には、甲及び乙は、誠実に協議し合意の上で、本契約を変更し、又は本契約を解除することができる。
2. 本契約は、効力発生日（第 6 条但書の規定に基づき変更された場合には、変更後の効力発生日をいう。）までに第 8 条に掲げる条件が充足しなかった場合には、その効力を失う。

第 13 条 (協議事項)

本契約に定めるもののほか、本分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙で協議の上、これを定める。

本契約の成立を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙双方記名押印の上各 1 通を保有する。ただし、本契約を電子契約により締結する場合には、本契約の電磁的記録を作成し、甲乙の契約名義人の代表者または正当な締結権限のある押印代行者が電子署名するものとし、各自その電磁的記録を保管する。なお、この場合、本書の電磁的記録を原本とし、当該電磁的記録を印刷した文書はその写しとして取り扱う。

2026 年 1 月 15 日

(甲)

住 所 東京都世田谷区上北沢五丁目 37 番 18 号
会社名 キーウェアソリューションズ株式会社
代表者 代表取締役 三田 昌弘

(乙)

住 所 東京都世田谷区上北沢五丁目 37 番 18 号
会社名 キーウェアメディカル株式会社
代表者 代表取締役 山森 淳

別紙1 承継権利義務明細書

甲は、2026年1月15日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した、以下に記載する資産、負債及びその他の権利義務（法令上承継可能なものに限る。）を、効力発生日において乙に承継させ、乙はこれを承継する。

1. 分割する資産、負債の項目及び金額（2026年4月見込）

項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	287百万円	流動負債	103百万円
固定資産	36百万円	固定負債	-百万円
合計	323百万円	合計	103百万円

（注）実際に分割される資産・負債の金額は、上記金額に本会社分割の効力発生日までの増減を加除したうえで確定いたします。

2. 許認可等

甲が、効力発生日において、本事業に関して取得している許可、承認、登録、届出等のうち、法令上乙に承継可能なもの。

3. 承継する雇用契約その他の権利義務等

(別紙2) 承継会社の設立の日における貸借対照表

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(純資産の部)	
流動資産		株主資本	
現金及び預金	70百万円	資本金	70百万円
資産合計	70百万円	負債・純資産合計	70百万円